



上越市住宅リフォーム促進事業

☎ 建築住宅課 (☎025-520-5786)

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。令和7年度から新たに2つのメニューを追加し、これまでのものは一般枠としました。対象となる工事の詳細など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☑申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、建築住宅課または各総合事務所（一般枠のみ）へ持参してください（郵送不可）。申請書は申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

●注意事項

- ・必ず契約前に申請してください。※令和7年度の受け付けは1回のみです。
- ・一般枠で早期に契約し工事に着手する必要がある人は、申請書に事前着手届を添付してください。
- ・令和3～6年度に本事業による補助金の交付を受けた住宅などは、一般枠の申請はできません。
- ・いずれか1枠のみ申請可能です。

詳しくは



<一般枠>

項 目	補助内容
受付期間	5月13日☎～6月10日☎の市役所開庁日の午前9時～午後4時
補助対象者	次のいずれかに該当し、かつ条件①～③を全て満たす人 ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている人 ・定住のために空き住宅をリフォームする人（市外在住者を含む） ●条件 ①市税の滞納がない人 ②公共下水道等の供用開始区域内にある住宅について、申請時に公共下水道等に接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人または本事業の補助対象工事で接続する人 ③12月26日☎までに補助金実績報告書を提出することができる人
補助対象住宅	・補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅など（店舗などとの併用住宅の場合は自己の居住部分が、マンションなどの集合住宅の場合は自己の専有部分が対象） ・補助対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	・補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限10万円） ・予算額＝5,000万円 ※申請額が予算額を超えた場合は抽選
主な補助対象工事	・工事費用が10万円以上（消費税込み）の外装工事、内装工事、設備工事、耐震補強工事など ※設計費、外構工事費、家電製品や家具等の購入費などは、補助金の対象工事費に含まれません。
対象となる施工業者	・市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者（ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームする場合は、その事業者も可能）

<連たん家屋防火対策枠>

項 目	補助内容
受付期間	5月13日☎～※予算に達し次第受け付け終了
補助対象住宅	準防火地域の中で連たん（敷地境界線から50cm未満の距離にある木造住宅）している住宅
補助額	・防火対策工事：補助対象工事費（消費税込み）の50%（上限100万円） ・一般枠の対象工事：補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限10万円） ・予算額＝1,000万円
主な補助対象工事	・工事費用が4万円以上（消費税込み）の外壁の屋内、屋外側を防火構造に準じた仕上げとする工事などの防火対策工事 ・上記工事と併せて実施する一般枠の補助対象工事

<子育て・若者夫婦世帯支援枠>

項 目	補助内容
受付期間	5月13日☎～※予算に達し次第受け付け終了
補助対象世帯	次のいずれかに該当する世帯 ・補助金の申請時点で扶養を受けている18歳未満の子が一人以上いる世帯または妊婦を含む世帯 ・本人またはその配偶者のみで構成される世帯で、補助金を申請する年度の4月1日時点において、本人またはその配偶者のいずれかが39歳以下である世帯
補助額	・子育ておよび家事負担軽減のための工事：補助対象工事費（消費税込み）の50%（上限40万円） ・一般枠の対象工事：補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限10万円） ・予算額＝1,000万円
主な補助対象工事	・工事費用が4万円以上（消費税込み）の子ども部屋の新設または拡張に係る増築工事や家事の負担軽減のためのリフォーム工事など ・上記工事と併せて実施する一般枠の補助対象工事